

球磨村小中学校再編基本計画

令和4年6月

球磨村教育委員会

目次

- 1 はじめに
- 2 本計画の背景
 - (1) 令和2年7月豪雨の影響
 - (2) 児童生徒数の現状と今後の推移
- 3 計画策定の経緯
- 4 再編に係る基本的な考え方
 - (1) 学校適正規模の考え方
 - (2) 統合に対する問題点への対応
- 5 学校再編に向けた推進方策
 - (1) 村ならではの教育で育む特色ある学校
 - (2) 地域との連携・協働による学校
 - (3) 有効な跡地利用
 - (4) 適切な人事配置
 - (5) 建設経費等の節減と安全な教育環境の整備
 - (6) 通学環境の整備
- 6 基本計画を円滑に進めるための取組
- 7 スケジュール

1 はじめに

全国的に少子化が進む中、本村においても、昭和後期から平成にかけての人口減少に伴い児童・生徒数も急激な減少傾向にあったため、統合や分校の閉校などを経て、平成22年4月に現在の小学校2校、中学校1校体制（渡小学校・一勝地小学校・球磨中学校）となり教育活動を進めてまいりました。

そのような中、令和2年7月、降り続いた大雨により一級河川である球磨川やその支流が氾濫して村の全域で甚大な被害をもたらし、中でも被害が大きかった渡地区にある渡小学校ではすべての敷地が浸水し、校舎及び体育館等の教育機能が利用不可能になったため、仮設校舎での教育活動を余儀なくされています。

この豪雨災害の影響も相まって児童生徒数はさらに減少し、令和3年度より両小学校で生じている複式学級の早期解消が喫緊の課題となっています。

このようなことから、子どもたちが健やかに成長していくうえで望ましい教育環境を考えた場合、学校教育はある程度の集団規模を維持することが必要です。「確かな学力」、「豊かな心」、「たくましい体力」を身に付け、子ども同士が切磋琢磨し、刺激し合い、ともに成長するため教育環境を整備する必要があります。また、未曾有の大災害からの創造的復興を目指していかなければなりません。そのため、球磨村教育委員会（以下、教育委員会）では令和3年7月に「球磨村小中学校再編計画検討委員会」を設置して協議を重ねてまいりました。今後の球磨村立小学校及び中学校の児童生徒が健やかに成長するためにより良い環境整備の基本方針として本計画を位置づけます。

2 本計画の背景

（1）令和2年7月豪雨の影響

令和2年7月4日に発生した豪雨の影響により村の3割を超える世帯が半壊以上の被害を受けました。加えて主要道路である国道219号や、球磨川にかかる橋、その他集落へ続く生活道路に壊滅的な被害をもたらしました。

また、大規模浸水により被災し、応急仮設校舎での教育活動を余儀なくされた渡小学校は、現地での再建が難しく、現在は一勝地地区にある球磨中学校敷地内の仮設校舎で学習をしています。

（2）児童生徒数の現状と今後の推移

平成25年度には球磨村全体で288人いた児童生徒数は、令和元年度は245人と約15%減少しました。その後、令和2年7月豪雨災害による影響も相まって、令和4年（5月1日現在）は180人とさらに減少しています。

また、令和6年まで180名程度で推移する見込みですが、村全体の出生数を見てみると、近年では10名以下の年も見受けられ、令和9年度には球磨村の全児童生徒数が142名となることが予想されます。さらには、災害により村の人口は1割減少し、今もなお仮設住宅やみなし仮設など住所を置いたまま村外での仮住まいを余儀なくされている世帯も多く、児童生徒数の減少が懸念されます。

3 計画策定の経緯

本計画は、下記のとおり審議が重ねられ、主な検討事項は、「児童生徒のより良い教育環境に関すること」、「小中学校の再建方法、再編時期に関すること」、「複式学級の解消と特別支援教育の充実に関すること」であり、アンケート調査や保護者説明会も実施して地域や保護者の意見や意向を把握しながら、協議・検討をしてきました。

審議経過等

期 日	会議名等	協議概要
令和3年7月13、14日	子育て世代 意見交換会 (渡小校区)	渡小校区の子育て世代を対象とした意見交換会
令和3年7月15日	子育て世代 意見交換会 (一勝地小校区)	一勝地小校区の子育て世代を対象とした意見交換会
令和3年7月29日	球磨村小中学校再 編計画「第1回」 検討委員会	基本方針の確認、子育て世代意見交換会の結果確認、今後のスケジュールの確認
令和3年8月30日	渡小学校の再建 計画等にかかる 懇談会	渡小学校仮設校舎への再移転についてスケジュール説明、今後の計画について、質疑応答
令和3年8月31日	球磨村小中学校再 編計画「第2回」 検討委員会	アンケート内容協議、先進地事例の確認、復興計画のスケジュールについて確認
令和3年9月28日	球磨村小中学校再 編計画「第3回」 検討委員会	保護者及び村民アンケート内容協議、小中一貫校及び義務教育学校についての確認
令和3年10月29日	球磨村小中学校再 編計画「第4回」 検討委員会	保護者及び村民のアンケート結果確認、児童生徒の意見聴衆方法協議、視察研修について確認
令和3年10月29日	児童・生徒のより 良い教育環境等に 関する懇談会	球磨村小中学校再編計画検討委員会での検討内容について、アンケート結果について、今後のスケジュールについて、意見交換
令和3年11月26日	球磨村小中学校再 編計画「第5回」 検討委員会	先進地視察研修（義務教育学校） 産山村産山学園、高森町教育委員会
令和3年12月23日	球磨村小中学校再 編計画「第6回」 検討委員会	視察研修の報告、小学生アンケート結果確認、中学生アンケート内容協議、再編の方向性(案)協議
令和4年1月28日	球磨村小中学校再 編計画「第7回」 検討委員会	中学生アンケート結果確認、球磨中生徒会からの提言発表、検討委員アンケート結果確認、提言書(案)について確認

令和4年2月18日	球磨村小中学校再編計画「第8回」検討委員会	提言書(案)について最終確認
令和4年2月24日		球磨村小中学校再編計画検討委員会委員長から教育委員会へ提言書を提出
令和4年3月14日	令和3年度球磨村総合教育会議	提言書の内容について協議 村内3校を統合し、令和6年度からの義務教育学校開校について方針をまとめる
令和4年3月21日～ 令和4年3月26日	復興まちづくり説明会	提言書の内容について村民へ説明
令和4年4月22日	P T A 総会保護者説明(2小学校)	義務教育学校への再編について 令和4年度の特徴ある取組について
令和4年4月28日	P T A 総会保護者説明(中学校)	義務教育学校への再編について 令和4年度の特徴ある取組について
令和4年5月12日	球磨村臨時議会 全員協議会にて説明	義務教育学校への再編について 令和4年度の特徴ある取組について
令和4年6月20日～	住民座談会	義務教育学校への再編について

4 再編に係る基本的な考え方

(1) 学校適正規模の考え方

学校の適正規模については、学校教育法施行規則第41条及び第79条により、規定されていますが、今後の村の教育環境について、令和4年2月24日に球磨村小中学校再編計画検討委員会委員長より提言書が提出され、それを受けて3月14日、令和3年度球磨村総合教育会議にて協議を行いました。

協議では、提言書に記載された義務教育学校への再編について教職員の組織のあり方や、指導系統が一本化された共通指導が徹底できること、複数指導体制の構築、小学校からの教科担任制の導入などのメリットが村の今後の教育に最適なものであることを確認し、その上で子どもたちや保護者、地域住民が将来明るい希望を持ち、移住定住に繋がる球磨村ならではの特色ある教育が可能であると確信しました。

以上のことを踏まえて、村では村内3校を義務教育学校へ再編し、児童生徒が相互に学びあう機会の確保、豊かな人間性の構築、切磋琢磨することを通して社会性や協調性の育成を図る教育環境を目指します。

統合する学校の開校時期については、令和6年4月の開校を目指し、今後多くの関係者と協議を重ねて準備を進めていきます。

現在、両小学校で発生している複式学級の早期解消に向けては、義務教育学校が開校した場合、今後児童数の推移は年度ごとに若干の差がありますが、1学級あたり年度別でおおよそ10名から30名程度で推移するものと予想され

ます。再編により複式学級を解消し、多様な価値観・学習意欲・良い意味でのライバル意識はこれまで以上に期待でき、教員の負担軽減にもつながります。

また、活力ある学校の創造や精神的なたくましさの育成という観点から適正規模を図ることを前提に複式学級の解消だけでなく、更なる教育環境の充実と地域の実情に配慮した適正規模の確保を図るべきであると考えます。

なお、義務教育学校開校までの間は、小中連携による乗り入れ授業や、集合学習など指導方法を工夫して取り組みます。

(2) 統合に関する問題点への対応

再編に関する検討を進めていく中で義務教育学校が開校すると、学区拡大や9年間のカリキュラムへの変更などによる児童生徒の心の変化、遠距離通学の安全確保への対応、教育環境施設の整備、学校や地域でのコミュニティ活動への配慮等、様々な課題が懸念されるため、実情を十分に踏まえて協議・検討を進めていきます。

ア 児童生徒の学習環境の変化

統合は新たな学校となることから、児童生徒にとって学習環境や生活環境、教職員・クラスメートとの関係に大きな変化を与えるものとなります。児童生徒間の交友については広がり期待されるものの、児童生徒によっては、その関係構築に不安を抱くことも考えられることから、統合前から対応を講じる必要があります。そのため、統合後の教員の配置等については、十分に配慮するものとしします。

また、統合までの期間においてはすでに実施しているものも含め、行事等における児童生徒の交流を行うなどして関係の構築を図っていきます。

統合後においても、新しい学校に対して不安を持つ児童生徒を継続的に支援するためスクールカウンセラー等による支援等を維持し、被災による心のケアも含め十分配慮していくこととしします。

特別な支援を必要とする児童生徒は、環境に対して敏感な面があり、その変化に対応することに不安感や抵抗感など抱くことが予想されるため、個別の教育支援計画等を基に確実な引継ぎを行うとともに、児童生徒への配慮事項及び支援内容を明確にし、支援会議等を開催して関係者が直接細かな引継ぎを行うことができるようにします。

義務教育学校を開校することにより、小中学校が1つの教職員組織であるため、中1ギャップの解消や、指導体制の充実など多くのメリットがありますが、学校運営体制が今までと大きく変わることから、県教育委員会などと課題等を協議しながら、開校後のスムーズな運営に繋げていきます。

イ 通学の安全確保

通学は安全面を第一に考えるとともに地域の実情を踏まえた適切な通学方法の確保が必要です。特に、大雨や大雪等の悪天候が予想される際には遅延登校や休校などの判断を早期に行い、被害の恐れがある時間帯に危険箇所を通ることがないような対応をしていきます。統合後も徒歩又は自転車通学となる児童

生徒については、交通量や道路事情等、児童生徒が一人になった時の周囲の目が少ない場所を通ることとなる場合などへの対応が必要になります。このため、通学路設定に当たっては、交通と防犯の両面から安全性について十分な配慮を行うとともに、低学年の児童が安全に通学できるよう、必要に応じた通学環境の改善を図ります。

ウ スクールバス運行の配慮

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内が妥当であるという基準をおおよその目安として定めています。

また、スクールバス等の運行に当たっては、遠距離通学の児童生徒の安全性と利便性を考慮し、各地区の地理的条件や道路事情等に応じた通学支援の充実が必要となります。

本村においても引き続き、校区内の地形または通学路の交通状況等の地域の実情を考慮した運行を行います。基準距離を越えて登校する児童生徒に対しての通学支援は、専用のスクールバスを原則とし、乗車時間が長時間にならない配車を行います。

下校便の運行については時間割や部活動等による下校を考慮した複数の便を運行し、乗車までの待機時間が長時間とならないよう考慮します。

スクールバス登校による体力低下の課題についても、学校教育や社会教育（体育）団体等とタイアップして、できる限り運動不足を解消できるような取り組みを行っていきます。

エ 施設の整備

統合後の施設については、新たに建設する場合や改修する場合においても、国や県と協議を行い、補助金や交付金等を利用して最も効率的・効果的な方法で整備することとします。

また、防災機能を備えコミュニティの拠点として学校の図書室や体育館等の施設を開放するとともに、村民が有事の際に活用できるような施設の整備をしていきます。

オ 地域とのコミュニティ

保護者や地域住民の参画による学校運営を行うため、コミュニティスクール及び、これを中心とした地域学校協働活動本部事業を引き続き推進することにより、学校と地域の密接な協働関係を構築します。これらの仕組みの活用は、再編した学校を核とした現在の通学地域の保護者や住民の間に新たな絆をつくり、一体となって新しい学校を支える体制を構築するなど、新たな地域づくりの推進につながる大きな契機となります。

球磨村ならではの特色ある教育を行い、ふる里学習に力を入れていきます。

5 学校再編に向けた推進方策

村では第6次総合計画基本構想基本目標の中で、子供たち一人ひとりに確かな学力・豊かな心・健康な体が生まれ、信頼される学校を築くために地域、家庭、学校、村、教育委員会が連携して教育環境を充実させることに取り組むとしています。

これに基づき、統合する学校でもこの目標に向けてより一層地域に愛される学校、球磨村ならではの学校づくりを進めていきます。特に子育て世代が、将来に明るい希望を持ち移住定住を選択するような学校づくりを目指します。

その推進方策として以下のとおりまとめましたので、この項目に沿って進めてまいります。

(1) 村ならではの教育で育む特色ある学校

球磨村には自然、歴史、文化、地域の人々など他にはない良さがあります。生まれ育った「ふるさと球磨村」へ愛着を持ち、その良さに触れ、自分のふる里に誇りを持つ児童生徒の育成のため、ふる里学習に積極的に取り組みます。特にICT教育、英語教育については現在の情報化、グローバル化によってめまぐるしく変化する教育環境に対応するため必須であることから積極的に推進していきます。

また、今回の災害経験を踏まえ、災害時における危険を認識し、自分の命は自分で守るという自助の精神や災害発生時に進んでほかの人々や地域のために役に立つことができるようにする公助の精神の醸成、災害のメカニズムや災害についての基礎的知識を理解できるというような防災教育にも村や地域の方々、災害語り部等と連携し学習していきます。

(2) 地域との連携・協働による学校

子供たちが心豊かにたくましく成長していくためには、地域との関わりが不可欠であり、学校と地域が連携協働して子供たちを育成していく体制を整備していく必要があります。

引き続き、保護者や地域住民の参画による学校運営を行うためにコミュニティスクールを推進し、地域と学校の密接な協働関係を構築します。

また、これまで村では地域住民を講師とした講座や地域の教育資源を活用した授業などを展開しており、今後更に地域学校協働本部事業等を活用して地域とともにある学校づくりを推進していきます。

これらの仕組みの活用は、統合校を核とした旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆をつくり、一体となって新しい学校を支える体制を構築するなど、新たな地域づくりの推進につながる大きな契機となると期待できます。今まで以上に「球磨村はひとつ」となれるような取り組みを学校から発信していきます。

(3) 有効な跡地利用

統合校が開校して村所有地が空き地や、廃校舎となった場合は、活用について村や地域の方々と十分協議したうえで復興まちづくり計画を連携して今後検討を進めていきます。

(4) 適切な人事配置

学校再編は、教育環境が充実するなどの利点がある反面、子どもたちやその保護者にとって教育・生活環境の変化などの不安も生じます。その不安を少しでも緩和するべく人事配置については適正な人事配置をしていただくよう県教育委員会と協議して進めることとします。

(5) 建設等経費の節減と安全な教育環境の整備

学校運営には経常経費の他に臨時経費として、主に校舎の老朽化に伴う改修費も嵩んでまいります。ひとつの目安として全国平均で築40年程度経過しますと大規模改修等がなされていますので、現時点で球磨中学校は改修が必要である時期を迎えています。

また、学校施設は、児童生徒等の学習の場であるとともに、併せて災害発生時の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保することが極めて重要です。

統合校改修及び新築工事に要する財源については、国の補助事業に加えて、災害復旧事業等を活用できるように協議を進め、財政当局と協議を重ねながら、村の児童生徒にとってより良い教育環境となるように全力で取り組んでまいります。

(6) 通学環境の整備

通学における安全を確保するため、安全指導教育の徹底を図るとともに計画的に安全な通学路の点検・整備に努め、警察等関係機関との連携を強化し、交通安全対策を講じます。

また、防犯対策についても地域、PTA等との協力を進め、児童生徒の登下校の安全確保の支援体制を検討していきます。

6 基本計画を円滑に進めるための取組

今回の義務教育学校開校に際し、円滑な移行を目指すとともに所要の準備に資するため、準備委員会を設置し、要綱に基づいた事務事項等を専門的に検討する専門部会（以下、「部会」という。）を立ち上げます。委員には、統廃合の対象となる校区の保護者はもちろん、地域住民の方々の理解と協力を得ることが最も重要であり共通の理解に努めます。また、検討の過程や決定事項などは、各学校のPTA組織や村の広報等を利用して広く周知いたします。

委員会設立以降、以下の各部会の事務事項（案件）の調査、協議を行い、準備委員会については定期報告を受け、さらに協議・承認をして進めてまいります。

部会については、以下の部会を立ち上げます。

〔各部会構成〕

部 会	事 務 事 項	部 会 員
総務部会	1 学校の名称等に関する事 (学校の名称、校歌、校章、校訓、制服等) 2 新しい学校像に関する事 3 式典行事に関する事 4 統合学校への移転計画に関する事 5 その他総務部会に属する事項	学校教育指導員、校長代表、各学校PTA会長、地域住民代表(区長会)、村総務課長、事務局職員、その他関係部会員
通学部会	1 通学体制に関する事 (通学路、通学の方法、安全対策、スクールバスの運行計画等) 2 その他通学部会に属する事項	校長代表、各学校(安全教育担当教諭)、各学校PTA代表、事務局職員、その他関係部会員
教育課程部会	1 教育課程等教育内容に関する事 2 学校の校則等に関する事 3 儀式的行事に関する事 4 児童生徒交流事業に関する事 5 学校行事に関する事 6 児童・生徒会に関する事 7 学校評価委員会に関する事 8 その他、教育課程部会に属する事項	学校教育指導員、校長代表、各学校教務主任、事務局職員、その他関係部会員
PTA部会	1 PTAの組織運営に関する事 (組織編制、規約の起案、役員の選出方法、運営計画の立案) 2 その他、PTA部会に属する事項	校長代表、各学校教頭、各学校PTA代表、事務局職員、その他関係部会員
事務部会	1 設備及び備品の移転・廃棄に関する事 (学校備品、教材備品、学校図書、文書等) 2 移転準備に関する事 3 予算計画に関する事 4 校印、職印、表札等に関する事 5 その他事務部会に属する事項	学校事務職員、その他関係教諭、事務局職員、その他関係部会員

7 スケジュール(別紙計画進捗予定表参照)

開校目標年度は令和6年4月1日を開校予定としています。今後は計画に基づき、協議を進め、必要事項等については、随時盛り込んでいきます。